

新	旧
<p>いて、少なくとも年2回、プログラム責任者又は研修管理委員会委員による研修医に対する形成的評価を行うこと。</p> <p>研修医及び指導医は、「臨床研修の目標、方略及び評価」(別添)の「I 到達目標」に記載された個々の項目について、研修医が実際にどの程度履修したか随時記録を行うものであること。</p> <p>研修の進捗状況の記録については、インターネットを用いた評価システム等を活用すること。</p> <p>指導医等は、定期的に、さらに必要に応じて随時研修医ごとに研修の進捗状況を把握・評価し、研修医が修了基準に不足している部分を研修できるよう配慮するとともに、評価結果を研修医にも知らせ、研修医及び指導スタッフ間で評価を共有し、より効果的な研修へとつなげるものであること。</p> <p>(2) 研修期間終了時の評価</p> <p>研修期間終了時の評価は、総括的評価により行い、研修医ごとの臨床研修修了の判断を行うことをその目的とすること。</p> <p>研修医の研修期間の終了に際し、プログラム責任者は、研修管理委員会に対して研修医ごとの臨床研修の目標の達成状況を臨床研修の目標の達成度判定票(様式A-17)を用いて報告し、その報告に基づき、研修管理委員会は研修の修了認定の可否についての評価を行うこと。</p> <p>評価は、研修実施期間の評価及び臨床研修の目標の達成度の評価(目標等の達成度の評価及び臨床医としての適性の評価)に分けて行い、両者の基準が満たされたときに修了と認めるものであること。</p> <p>なお、最終的な認定に当たっては、相対評価ではなく、絶対評価を用いるものであること。</p>	<p>も年2回、プログラム責任者又は研修管理委員会委員による研修医に対する形成的評価を行うこと。</p> <p>研修医及び指導医は、「臨床研修の目標、方略及び評価」(別添)の「I 到達目標」に記載された個々の項目について、研修医が実際にどの程度履修したか随時記録を行うものであること。</p> <p>研修の進捗状況の記録については、インターネットを用いた評価システム等を活用すること。</p> <p>指導医等は、定期的に、さらに必要に応じて随時研修医ごとに研修の進捗状況を把握・評価し、研修医が修了基準に不足している部分を研修できるよう配慮するとともに、評価結果を研修医にも知らせ、研修医及び指導スタッフ間で評価を共有し、より効果的な研修へとつなげるものであること。</p> <p>(2) 研修期間終了時の評価</p> <p>研修期間終了時の評価は、総括的評価により行い、研修医ごとの臨床研修修了の判断を行うことをその目的とすること。</p> <p>研修医の研修期間の終了に際し、プログラム責任者は、研修管理委員会に対して研修医ごとの臨床研修の目標の達成状況を臨床研修の目標の達成度判定票(様式17)を用いて報告し、その報告に基づき、研修管理委員会は研修の修了認定の可否についての評価を行うこと。</p> <p>評価は、研修実施期間の評価及び臨床研修の目標の達成度の評価(目標等の達成度の評価及び臨床医としての適性の評価)に分けて行い、両者の基準が満たされたときに修了と認めるものであること。</p> <p>なお、最終的な認定に当たっては、相対評価ではなく、絶対評価を用いるものであること。</p>

新	旧
<p>19 臨床研修の中断及び再開</p> <p>(1) 臨床研修の中断</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 中断した場合</p> <p>管理者は、研修医の臨床研修を中断した場合には、当該研修医の求めに応じて、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修中断証（様式 A - 18）を交付しなければならないこと。このとき、管理者は、研修医の求めに応じて、臨床研修の再開のための支援を行うことを含め、適切な進路指導を行わなければならないこと。さらに、管理者は、速やかに、臨床研修中断報告書（様式 A - 19）及び当該中断証の写しを管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。</p> <p>地方厚生局健康福祉部医事課は、その送付された臨床研修中断報告書の内容について、該当する都道府県に対し、情報提供を行うものとする。</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(2) 臨床研修の再開</p> <p>臨床研修を中断した者は、自己の希望する臨床研修病院に、臨床研修中断証（様式 A - 18）を添えて、臨床研修の再開を申し込むことができること。この場合において、中断者を受け入れる臨床研修病院は、後述の 23（2）において定められた定員数によらず採用することができ、臨床研修中断証の提出を受けた臨床研修病院が臨床研修を行うときは、当該臨床研修中断証の内容を考慮した臨床研修を行わなければならないこと。ただし、臨床研修を中断して、基礎研究医プログラムで臨床研修を再開する者については、当該基礎研究医プログラムの募集定員の範囲内</p>	<p>19 臨床研修の中断及び再開</p> <p>(1) 臨床研修の中断</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 中断した場合</p> <p>管理者は、研修医の臨床研修を中断した場合には、当該研修医の求めに応じて、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修中断証（様式 18）を交付しなければならないこと。このとき、管理者は、研修医の求めに応じて、臨床研修の再開のための支援を行うことを含め、適切な進路指導を行わなければならないこと。さらに、管理者は、速やかに、臨床研修中断報告書（様式 19）及び当該中断証の写しを管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。</p> <p>地方厚生局健康福祉部医事課は、その送付された臨床研修中断報告書の内容について、該当する都道府県に対し、情報提供を行うものとする。</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(2) 臨床研修の再開</p> <p>臨床研修を中断した者は、自己の希望する臨床研修病院に、臨床研修中断証（様式 18）を添えて、臨床研修の再開を申し込むことができること。この場合において、中断者を受け入れる臨床研修病院は、後述の 23（2）において定められた定員数によらず採用することができ、臨床研修中断証の提出を受けた臨床研修病院が臨床研修を行うときは、当該臨床研修中断証の内容を考慮した臨床研修を行わなければならないこと。ただし、臨床研修を中断して、基礎研究医プログラムで臨床研修を再開する者については、当該基礎研究医プログラムの募集定員の範囲内で</p>

新	旧
<p>で採用すること。</p> <p>なお、当該管理者は、研修再開の日から起算して1月以内に、臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表（様式 <u>A - 20</u>）及び中断証の写しを管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。</p> <p>地方厚生局健康福祉部医事課は、その送付された履修計画表の内容について、該当する都道府県に対し、情報提供を行うものとする。</p> <p>20 臨床研修の修了</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 臨床研修の修了認定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 管理者は、アの評価に基づき、研修医が臨床研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修修了証（様式 <u>A - 21</u>）を交付しなければならないこと。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>ウ 管理者は、イに基づく臨床研修修了証の交付後1月以内に、臨床研修修了証を交付した研修医の氏名及び生年月日を記載した臨床研修修了者一覧表（様式 <u>A - 22</u>）を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に提出すること。</p> <p>また、修了した研修医に医籍への登録の申請を行うよう励行すること。</p> <p>(3) 臨床研修の未修了</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 未修了の手順</p> <p>管理者は、(2)アの評価に基づき、研修医が臨床研修を修了</p>	<p>採用すること。</p> <p>なお、当該管理者は、研修再開の日から起算して1月以内に、臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表（様式 20）及び中断証の写しを管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。</p> <p>地方厚生局健康福祉部医事課は、その送付された履修計画表の内容について、該当する都道府県に対し、情報提供を行うものとする。</p> <p>20 臨床研修の修了</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 臨床研修の修了認定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 管理者は、アの評価に基づき、研修医が臨床研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修修了証（様式 21）を交付しなければならないこと。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>ウ 管理者は、イに基づく臨床研修修了証の交付後1月以内に、臨床研修修了証を交付した研修医の氏名及び生年月日を記載した臨床研修修了者一覧表（様式 22）を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に提出すること。</p> <p>また、修了した研修医に医籍への登録の申請を行うよう励行すること。</p> <p>(3) 臨床研修の未修了</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 未修了の手順</p> <p>管理者は、(2)アの評価に基づき、研修医が臨床研修を修</p>

新	旧
<p>していないと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して、理由を付して、その旨を文書（様式 <u>A - 23</u>）で通知しなければならないこと。</p> <p>ウ 未修了とした場合</p> <p>当該研修医は原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を継続することとなるが、その場合には、研修プログラムの定員を超えてしまうこともあり得ることから、指導医 1 人当たりの研修医数や研修医 1 人当たりの症例数等について、研修プログラムに支障を来さないよう、十分に配慮しなければならないこと。</p> <p>なお、未修了とした場合には、管理者は、研修を継続させる前に、当該研修医が臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表（様式 <u>A - 24</u>）を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。</p> <p>エ (略)</p> <p>21 臨床研修病院の記録の保存</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 修了し、又は中断した臨床研修の内容及び研修医の評価（研修医評価票（様式 <u>A - 14</u> から <u>A - 16</u>）及び達成度判定票（様式 <u>A - 17</u>）を含む。）</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>22～26 (略)</p> <p><u>第 3 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準（法第 16 条の 2 第 1 項に規定する外国の病院で厚生労働大臣の指定するもの）</u></p> <p><u>1 外国臨床研修病院の指定</u></p>	<p>了していないと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して、理由を付して、その旨を文書（様式 23）で通知しなければならないこと。</p> <p>ウ 未修了とした場合</p> <p>当該研修医は原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を継続することとなるが、その場合には、研修プログラムの定員を超えてしまうこともあり得ることから、指導医 1 人当たりの研修医数や研修医 1 人当たりの症例数等について、研修プログラムに支障を来さないよう、十分に配慮しなければならないこと。</p> <p>なお、未修了とした場合には、管理者は、研修を継続させる前に、当該研修医が臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表（様式 24）を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。</p> <p>エ (略)</p> <p>21 臨床研修病院の記録の保存</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 修了し、又は中断した臨床研修の内容及び研修医の評価（研修医評価票（様式 14 から 16）及び達成度判定票（様式 17）を含む。）</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>22～26 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>(1) 外国臨床研修病院の指定を求める手続</u></p> <p><u>ア 受入病院（外国の病院で臨床研修を受けた医師を受け入れようとする基幹型臨床研修病院をいう。以下同じ。）の開設者は、外国臨床研修病院（法第 16 条の 2 第 1 項に規定する外国の病院で厚生労働大臣の指定するものをいう。以下同じ。）の指定を求める場合には、原則として、受け入れようとする医師が当該受入病院において臨床研修を開始する日の 6 月前までに、外国の病院に関する事項を記載した書類（様式 B - 1）を地方厚生局健康福祉部医事課に提出しなければならないこと。なお、当該期日までに提出がない場合であっても提出は受け付けることとするが、指定が完了するまでは、受入病院での研修を修了することができないものである旨、留意すること。</u></p> <p><u>イ 外国の病院に関する事項を記載した書類には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。</u></p> <p><u>(ア) 外国の病院の研修プログラム及び受入病院が、当該外国の病院の研修プログラムの内容を踏まえて作成した研修プログラム（様式 B - 2）</u></p> <p><u>(イ) 外国臨床研修病院の指定を受けることに対する当該指定に係る外国の病院の開設者の同意書</u></p> <p><u>(ウ) 外国の病院で臨床研修を受けた研修医が当該外国の病院における臨床研修の全部又は一部を修了したことを証する書類（臨床研修を受けた診療科及び期間が示されているものであること。また、原則として当該外国の病院の管理者が証明したものであること。）</u></p> <p><u>(エ) 外国の病院における臨床研修の体制及び内容に対する受入病院の意見書</u></p>	

新	旧
平成20年 3月26日	平成20年 3月26日
平成21年 5月11日	平成21年 5月11日
平成22年 4月14日	平成22年 4月14日
平成23年 3月24日	平成23年 3月24日
平成24年 3月29日	平成24年 3月29日
平成26年 3月31日	平成26年 3月31日
平成27年 3月31日	平成27年 3月31日
平成28年 3月30日	平成28年 3月30日
平成28年 7月 1日	平成28年 7月 1日
平成30年 7月 3日	平成30年 7月 3日
平成31年 3月29日	平成31年 3月29日
令和 2年 3月30日	令和 2年 3月30日
令和 3年 3月31日	令和 3年 3月31日
令和 4年 3月31日	令和 4年 3月31日
令和 5年 3月31日	令和 5年 3月31日
令和 6年 1月19日	令和 6年 1月19日
<u>令和 6年 2月 8日</u>	
(別添) 臨床研修の到達目標、方略及び評価 (略)	(別添) 臨床研修の到達目標、方略及び評価 (略)